

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により地方公共団体が積立てを行った基金について、状況報告書に基金規模の妥当性を適時適切に判断できるような情報を記載させることとし、また、使用見込みのない基金残高について、基金の終期前であっても国庫返納の必要性の検討を行うよう改めて周知するとともに、これを国庫へ返納させる手続をとらせることにより、基金の規模が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの

所管、会計名及び科目	総務省所管 一般会計（組織）総務本省 （項）新型コロナウイルス感染症対応地方創生 推進費 （項）物価高騰対応地方創生推進費
部 局 等	総務本省
交付等の根拠	予算補助
交付金事業者（事業主体）	13県
交付金事業	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、物 価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により積立てを行った基金を取り崩して実施する基金事業の概要	地方公共団体が実施する事業に要する費用に対して国が交付 する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等に より事業主体が積立てを行った基金を複数年度にわたって取 り崩して実施する事業

検査の対象とした令和7年度末時点で4年度から6年度までの事業により積立が行われ、かつ、基金の終期が9年度末以降である18県の事業数及び基金残高	30事業	95億1356万余円
上記のうち交付金充当額		86億6963万余円
使用見込みがなかった13県の事業数及び基金残高	23事業	49億6103万余円
上記のうち交付金充当額		49億6103万円

【改善の処置を要求したものの全文】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により積立てを行った

基金の規模について

(令和8年10月15日付け 総務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等による事業の概要等

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等による事業の概要

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金^(注1)は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年府地創第127号）等に基づき、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月閣議決定）の一環として、新型コロナウイルスの感染拡大の防止、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図るために、また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金^(注1)（以下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と合わせて「臨時交付金」という。）は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年府地創第327号）等に基づき、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月閣議決定）の一環として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者及び事業者の支援を通じた地方創生を図るために、国が交付するものである。臨時交付金の交付対象は、それぞれ、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果

的・効率的で必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成し、内閣府に提出して確認を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画等（以下「実施計画」という。）に記載された事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する費用とされている。

（注1） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については令和2年度から4年度までに計18兆3259億円が、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については5年度から8年度までに計6兆6631億円が、それぞれ補正予算等により予算措置されている。

地方公共団体が作成した実施計画に記載された臨時交付金の交付対象事業が地方単独事業又は複数の府省で所管する国庫補助事業で構成されている場合は貴省が交付行政庁となることとなっており、実際には、全ての実施計画に地方単独事業が含まれるなどしているため、貴省が交付行政庁となっている。そして、貴省は、実施計画に記載された事業を実施する地方公共団体に臨時交付金を交付している。

地方公共団体が貴省から臨時交付金の交付を受けて実施する事業には、地方公共団体が単年度で実施する事業と、地方公共団体が臨時交付金を原資として設置造成又は積増し（以下、これらを合わせて「積立て」という。）した基金を複数年度にわたる事業実施期間内に取り崩して実施する事業（以下「基金事業」という。）がある。

（2）基金事業の概要

「令和4年度第2次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和4年内閣府地方創生推進室、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡。以下「内閣府事務連絡」という。）等によれば、臨時交付金の対象となる基金事業は信用保証料補助事業、利子補給事業（以下、

これらを合わせて「信用保証料補助等事業」という。)等とされている。

信用保証料補助等事業は、地方公共団体が、金融機関から融資を受けた事業者が本来負担すべき信用保証料等を減免した信用保証協会等に対して、信用保証料補助金等として、減免した信用保証料等の全部又は一部を支払うなどするものである。地方公共団体が信用保証協会等に支払う各年度の信用保証料補助金等の額は、当該年度の4月1日が属する年の1月から12月までの各月末における、信用保証料補助等事業の対象となる融資契約（以下「対象融資契約」という。）に係る債務残高の平均額に各地方公共団体が定める信用保証料補助率を乗ずるなどして算定される。通常、信用保証料補助等事業の対象となる融資の元本は毎年度返済され、これに伴い、対象融資契約に係る債務残高は毎年度減少していくことから、地方公共団体が信用保証協会等に支払う各年度の信用保証料補助金等の額も毎年度減少していくことになる。

また、内閣府事務連絡によれば、基金の積立てを行った年度（以下「積立年度」という。）の年度末までに対象融資契約を締結すること、原則として積立年度を含め6か年度後の年度末（以下「基金の終期」という。）までに基金を廃止することなどが要件とされている。基金の終期は、複数の年度に積立てを行った場合にあっては、積立年度ごとに設定されることになる（図表1参照）。

図表1 基金の終期（令和4、5、6各年度に基金の積立てを行った場合）

年度 積立年度	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
4年度の積立て	積立て					基金の終期		
5年度の積立て		積立て					基金の終期	
6年度の積立て			積立て					基金の終期

(3) 基金の執行管理

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）によれば、基金に充てる資金として交付する補助金等については、各省各庁の長は、その交付の条件として、「基金を廃止するまでの間、毎年度、当該基金の額及び基金事業等の実施状況を各省各庁の長に報告すべきこと」「基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認めた場合又は各省各庁の長が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきこと」などを定めることとされている。

財務大臣が平成26年10月に各省各庁の長宛てに発出した「基金造成費補助金等の活用に関する指針について」（平成26年財計第2534号。以下「指針」という。）によれば、各省各庁の長にあつては、基金の設置後においても、適正化令を適切に運用して基金の執行管理に努めることとされている。また、国費の適正かつ効率的な使用の観点から、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月閣議決

定。以下「基金基準」という。)を参考とするなどして、あらかじめ基金の廃止時期を設定するとともに、当該廃止時期が到来する前の時点においても、基金の額が過大であるか否かを不断に確認するものなどとされている。基金基準では、基金規模を客観的に把握するために基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合(以下「保有割合」という。)を算出すること、保有割合が1を大幅に上回っている基金等の使用見込みの低い基金については基金の財源となっている国からの国庫補助金等の国庫への返納等を検討することなどとされている。

地方公共団体が臨時交付金の交付を受けて積立てを行った基金の管理、取崩しなどについては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金管理運営要領(総務省)」(令和3年総行応第74号)及び「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金基金管理運営要領(総務省)」(令和5年総行政第329号。以下、これらを合わせて「基金管理運営要領」という。)によることとされている。貴省は、適正化令等の趣旨を踏まえて、基金管理運営要領に基づき、地方公共団体に対して、事業実施期間の毎年度末に、基金事業における支出額、当該年度末の基金残高等を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金事業状況報告書等(以下「状況報告書」という。)に記載させ、当該年度の翌年度5月末までに貴省に報告させることとしている。そして、貴省は、基金の執行管理に当たり、地方公共団体から提出された状況報告書により、基金の状況を把握するなどしている。また、基金管理運営要領によれば、地方公共団体は、基金事業が全て終了したときは基金の残余额を国庫に返納しなければならないこととされているほか、基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照

らして過大であると総務大臣が認めた場合、又は、基金の廃止の時期が到来したことなどにより基金を廃止する場合には、交付金の全部又はその一部に相当する金額を国庫に返納しなければならないこととされている。

貴省は、令和6年5月に地方公共団体に対して、「「国の補助金等により都道府県等に設置造成された基金」に関する調査表の提出依頼について」（令和6年総務省地域力創造グループ地域自立応援課事務連絡。以下「総務省事務連絡」という。）等において、基金事業の今後の見通しを踏まえ、基金の規模が過大となっている場合や、今後活用の見込みがないなど、基金に余剰金が生じる見込みの場合は、基金の終期前であっても国庫返納について検討するよう依頼している。

(4) 国会からの検査要請事項に関する報告の概要

本院は、7年12月に参議院に対して報告した「国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置造成された基金の状況に関する会計検査の結果について」

（以下「7年12月報告」という。）の所見において、各府省庁は、都道府県に設置造成されている基金について、保有割合を算定させること又は基金規模が過大になっていないかなどの状況を客観的に把握する指標を設定することなどにより、基金規模の妥当性を十分に確認すること、また、適切な時期に国庫返納の必要性を検討すること、国庫返納の必要性の検討に当たっては将来の具体的な使用見込みの有無を踏まえることなどにより、使用見込みのない資金について速やかに国庫返納を行わせることなどを記述している。

さらに、7年12月報告においては、臨時交付金により積立てが行われた基金に関する

検査の状況として、次の①から③までのことを記述している。

- ① 内閣府事務連絡を踏まえると、積立年度の年度末までに対象融資契約を締結している場合は、これにより、対象融資契約の融資額が確定することから、積立年度ごとに、積立年度の年度末時点で将来的な使用見込額を算出することが可能であり、その額を考慮して国庫返納の必要性についての検討を行うことが可能である。
- ② 29県が2年度から5年度までに積立てを行った基金において、各積立年度の年度末時点で基金の将来的な使用見込額を考慮した国庫返納の必要性の検討を行う余地がある状況となっていた。
- ③ 基金管理運営要領で示される保有割合の算定式は、年度末時点での基金残高をこれまでに基金に積立てが行われた額で除するものとされていて、これにより算定される値は必ず1未満となるため、基金規模の妥当性を判断するための指標として機能するものとはなっていなかった。

2 本院の検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、7年12月報告を踏まえた貴省の対応はどのようになっているか、臨時交付金により積立てが行われた基金について、将来的な使用見込額に照らして基金規模が過大となっていないかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、7年度末時点で、臨時交付金の額の確定が完了している4年度から6年度までの事業により積立てが行われ、かつ、基金の終期が9年度末以降である基金残高

(注2)
を保有する18県(30事業、7年度末基金残高計95億1356万余円、うち交付金充当額86億69

63万余円)を対象として、貴省、内閣府本府、^(注3)7県において会計実地検査を行うとともに、18県全てから、7年度末までの国庫への返納状況、基金事業の執行状況、8年度以降の基金の使用見込み等についての調書の提出を受けるなどして検査した。

(注2) 18県 宮城、山形、茨城、埼玉、富山、長野、静岡、三重、島根、岡山、広島、高知、福岡、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注3) 7県 茨城、富山、三重、広島、長崎、宮崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 7年12月報告を踏まえた貴省の対応状況

貴省は、7年12月報告を受けて、保有割合が基金規模の妥当性を判断するための指標として機能するよう、7年度基金事業実施分の状況報告書の様式について、年度末時点での基金残高を次年度以降の使用見込額で除するものとする保有割合の算定式を新たに設けて、8年3月に地方公共団体に対して周知していた。

しかし、貴省は、7年度基金事業実施分の状況報告書に記載させることとしている基金事業における支出額、次年度以降の支出見込額、当該年度末の基金残高等について、積立年度ごとに記載させることとしていなかった。前記のとおり、基金の終期は、複数の年度に積立てを行った場合にあっては、積立年度ごとに設定されることになる。このため、貴省において基金規模の妥当性の判断は基金の積立年度ごとになさる必要があるが、検査の対象とした18県の7年度基金事業実施分の状況報告書をみた^(注4)ところ、15県の当該状況報告書には、積立てを行った各年度分が合算された基金残高等が記載されていて、貴省において依然として基金の積立年度ごとに、次年度以降の

支出見込額、当該年度末の基金残高等を把握することができず、新たに設けた保有割合の算定式が基金規模の妥当性を判断するための指標として機能しない状況となっていた。

(注4) 15県 宮城、山形、茨城、埼玉、富山、静岡、三重、島根、岡山、高知、福岡、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄各県

このように、貴省は、7年12月報告を受けて7年度基金事業実施分の状況報告書の様式を改めていたものの、依然として基金事業における支出額、基金の終期までの使用見込額、基金残高を踏まえた基金規模の妥当性を判断するための指標として十分機能するものとなっていなかったことから、各県の基金規模が過大となっていないか十分に確認できていなかった。

(2) 使用見込みのない基金残高が保有されていて基金規模が過大となっていた事態

検査の対象とした18県のうち、埼玉、富山、長野、岡山、沖縄各県（7年度末基金残高計18億7140万余円。交付金充当額同額）は、基金の終期までに7年度末時点での基金残高の全額を使用する見込みであるなどとしていた。

一方、上記の5県を除いた13県は、基金残高の全額は使用する見込みがないとしていた。そして、前記のとおり、積立年度の年度末までに対象融資契約を締結している場合は、これにより、対象融資契約の融資額が確定することから、積立年度ごとに将来的な使用見込額を算出することが可能であり、その額を考慮して国庫返納の必要性についての検討を行うことが可能である。

そこで、本院において、各県が対象融資契約に係る債務残高の推移の状況等を踏まえて算出した8年度以降の使用見込額を基に、使用見込みのない基金残高を算定したと

ころ、図表2のとおり、13県（23事業）の7年度末時点での基金残高計76億4216万余円（交付金充当額67億9823万余円）のうち、計49億6103万余円（交付金充当額同額）については、積立年度の年度末時点で確定した対象融資契約に係る融資の合計額が基金の積立てに当たり見込んだ額を下回ったことなどにより、8年度以降における信用保証料補助金等としての使用見込みのない基金残高となっていた。

しかし、貴省は、前記(1)のとおり各県の基金規模が過大となっていないか十分に確認できていなかったことなどから、13県において使用見込みのない基金残高を保有している状況を把握しておらず、これらを国庫へ返納させていなかった。このため、13県において使用見込みのない基金残高を保有していて、49億6103万余円（交付金充当額同額）が過大となっていた。

図表2 13県における使用見込みのない基金残高（令和7年度末時点）

(単位：千円)

県名	積立年度	対象事業	基金の終期	基金残高 (A)	使用見込額 (B)	見込運用収入等 (C)	使用見込み のない基金残高 (A) - (B) + (C)
宮城県	令和4	信用保証料補助	9	6,421	165	40	6,296
		利子補給					
山形県	4	信用保証料補助	9	14,995	2,140	6	12,860
	5	利子補給	10	12,128	8,051	29	4,105
		小計		27,123	10,192	35	16,966
茨城県	4	信用保証料補助	9	1,111,501	52,408	12,998	1,072,091
		利子補給					
	5	利子補給	10	14,018	9,681	6,634	10,971
		小計		1,125,519	62,089	19,632	1,083,063
静岡県	4	利子補給	9	96,139	13,014	716	83,841
三重県	4	信用保証料補助	9	66,034	45,504	198	20,728
		利子補給					
	5	信用保証料補助	10	54,766	44,532	314	10,548
		利子補給					
	6	信用保証料補助	11	55,137	52,260	833	3,710
		小計		175,938	142,297	1,345	34,986
島根県	4	信用保証料補助	9	225,667	8,253	326	217,741
	5	信用保証料補助	10	7,258	7,255	10	14
		小計		232,926	15,508	337	217,755
広島県	5	信用保証料補助	9	784,033	139,000	9,453	654,487
高知県	4	信用保証料補助	9	18,542	22,080	131	—
		利子補給					
	5	信用保証料補助	10	40,896	32,806	461	8,550
		利子補給					
		小計		59,438	54,886	592	8,550
福岡県	4	信用保証料補助	9	41,977	42,298	321	—
	5	信用保証料補助	10	370,411	299,506	6,078	76,983
		小計		412,389	341,805	6,399	76,983
長崎県	4	信用保証料補助	9	66,680	67,083	403	—
	5	信用保証料補助	10	764,467	284,229	8,420	488,658
	6	信用保証料補助	11	613,371	263,181	8,576	358,765
		小計		1,444,519	614,494	17,399	847,424
熊本県	4	信用保証料補助	9	212,136	35,093	2,274	179,316
		利子補給					
宮崎県	4	信用保証料補助	9	696,296	186,969	9,360	518,688
		利子補給					
鹿児島県	4	信用保証料補助	9	1,247,512	113,697	12,456	1,146,271
		利子補給					
	6	信用保証料補助	11	277,837	194,206	2,774	86,404
		小計		1,525,349	307,904	15,230	1,232,676
計				6,798,233	1,923,420	82,818	4,961,038

注 (1) 単位未満を切り捨てているため、計が一致しない場合がある。

注 (2) 見込運用収入等とは、金融機関に預け入れられている基金残高に応じて発生が見込まれる利息収入等である。

また、貴省は、地方公共団体に対して、前記1(3)のとおり、総務省事務連絡により、基金に余剰金が生じる見込みの場合は、基金の終期前であっても国庫返納について検討するよう周知していたものの、13県は、あくまで総務省事務連絡の主目的は基金に関する調査表の提出依頼であると認識していたこと、基金管理運営要領に基金の終期前の国庫返納について明記されていないことなどから、国庫返納の必要性の検討を行っておらず、基金の終期前に国庫に返納する予定はないとしていた。

(改善を必要とする事態)

貴省において各県の基金規模が過大となっていないか十分に確認できていなかった事態、及び13県において使用見込みのない基金残高を保有していて基金規模が過大となっていた事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、13県において、使用見込みのない基金残高について基金の終期前であっても国庫返納の必要性を検討することの重要性に対する理解が十分でないことにもよるが、臨時交付金による基金の執行管理を行う貴省において、次のことなどによると認められる。

ア 積立年度ごとに基金事業における支出額、次年度以降の支出見込額、当該年度末の基金残高等を状況報告書に記載させるなどして、基金規模が過大となっていないかなど、その妥当性を適時適切に判断することについての検討が十分でないこと

イ 使用見込みのない基金残高について、基金の終期前であっても国庫返納の必要性を検討することを基金管理運営要領に明記していないなど、地方公共団体に対する周知が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置

各省各庁の長は、指針によれば、適正化令を適切に運用して基金の執行管理に努めること、基金の廃止時期が到来する前の時点においても、基金の額が過大であるか否かを不断に確認するものとする事とされている。そして、貴省が策定した基金管理運営要領によれば、地方公共団体は、基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らし

て過大であると総務大臣が認めた場合等は、交付金の全部又はその一部に相当する金額を国庫に返納しなければならないこととされている。

については、貴省において、臨時交付金による基金の規模が適切なものとなるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 基金の執行管理を行うために地方公共団体に毎年度提出させている状況報告書について、当該年度末の基金残高、当該年度末から基金の終期までの期間及び支出見込額を踏まえるなどして、地方公共団体に基金の終期前の国庫返納の必要性の検討を求めるときに、基金規模の妥当性を適時適切に判断できるよう、積立年度ごとに、基金事業における支出額、次年度以降の支出見込額、当該年度末の基金残高等を記載させること

イ 基金管理運営要領を改正して、使用見込みのない基金残高について、基金の終期前であっても国庫返納の必要性を検討することを明記するなどした上で、地方公共団体に改めて周知すること

ウ 13県における基金の終期までの使用見込額等を適切に確認した上で、13県に対して、4年度から6年度までの事業により積み立てられ、かつ、基金の終期が9年度末以降である基金における基金残高のうち、使用見込みのない基金残高について、国庫への返納手続をとらせること